

姉妹市サンバーナデイノ市(米国)派遣高校生募集中。くわしくは市ホームページをご覧ください。問協働推進課多文化共生係・内線2632

市・都民税 所得税

申告準備はお早めに

受付期間は2月16日火～3月15日火

税の申告準備はお済みですか。必要な書類を早めに準備することで、手続きをスムーズに行うことができます。問課税課市民税係・内線1206



Q 年金をもらっています。市・都民税の申告は必要ですか？

A 所得税の確定申告が不要になった方※でも、次に当てはまる方は市・都民税の申告が必要です。

- 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載のない次の控除の適用を受ける方

医療費控除、生命保険料控除、寡婦(寡夫)控除、障害者控除、年金天引き以外の社会保険料控除等(納付書や口座引き落としで支払いをした国民健康保険、介護保険等)

なお、医療費控除や生命保険料控除等を申告すると所得税が還付になる場合はこれまで同様に確定申告書の提出ができます。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方。ただし、外国からの公的年金等を受給している方は、確定申告が必要です。

市・都民税の申告時の持ち物

①申告書と印鑑②平成27年中の所得と控除に関する次の書類▶給与と所得・年金収入のある方は源泉徴収票▶給与と所得以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる領収書・帳簿など▶国民年金保険料の控除証明書や生命保険料等の控除証明書、社会保険料・医療費・寄附金等の領収書など▶障害のある方は障害者手帳、愛の手帳、障害者控除対象者認定書など

市・都民税申告書の配布方法

昨年、市・都民税の申告をした方などに「市民税・都民税申告書」を2月上旬に郵送します。また、同時期に課税課(市役所1階36番窓口)と各連絡所で配布します。

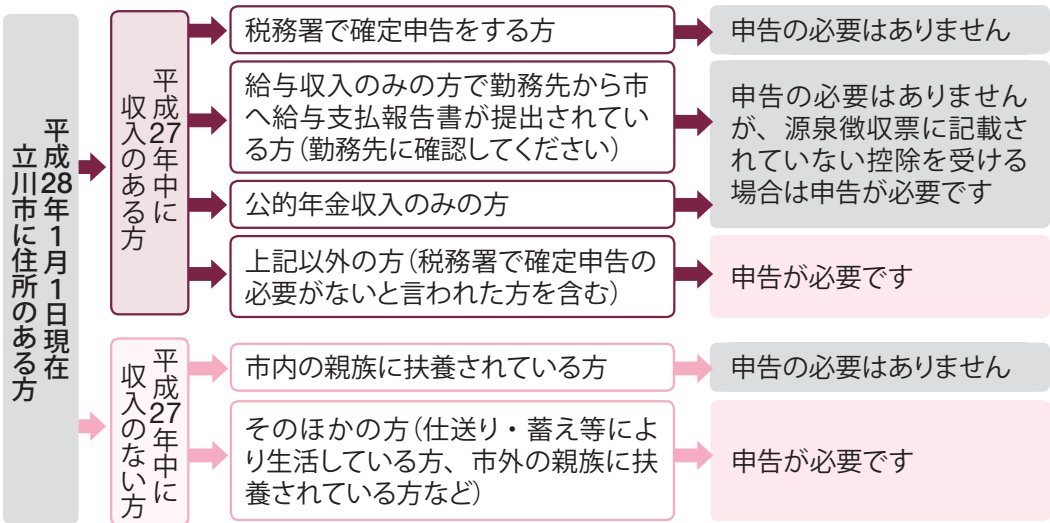
市・都民税 申告は市役所へ



Q 私は市・都民税を申告する必要があるのかしら？

A 下のフローチャートをご参照ください。

市・都民税の申告が必要な方の目安



A 下表の窓口のほか、郵送による提出(市役所課税課)もできます。

Q 市・都民税はどこで申告すればいいのかな？



受付場所	受付日	受付時間
市役所101会議室	2月16日(火)～3月15日(火) 〔土曜・日曜日を除く〕	午前9時～11時30分 午後1時～4時
こぶし会館	2月17日(水)	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時
滝ノ上会館	2月19日(金)	
子ども未来センター	2月21日(日)	
若葉会館	2月23日(火)	
西砂学習館	2月28日(日)	

国民年金保険料の納付

お得な口座振替をご利用ください

国民年金保険料は、まとめて前払いすると割引になる「前納制度」があり、口座振替による「前納」と現金納付やクレジットカード納付による「前納」があります。なお口座振替で前納されると現金・クレジットカード納付よりも割引額が多く、お得です。

口座振替で2年前納(平成28年4月～平成30年3月)、1年前納(平成28年4月～平成29年3月)、6か月前納(平成28年4月～9月)を希望する方は年金手帳・通帳・金融機関届出印を持参の上、2月末までに金融機関(郵便局を含む)または立川年金事務所(錦町2-12-10)へお申し込みください。

問立川年金事務所 ☎(523)0352、市保険年金課 国民年金係・内線1394

所得税 申告は税務署へ

2月8日(月)～3月15日(火)の間、所得税(復興特別所得税)、贈与税、個人消費税の申告書作成・提出会場を立川税務署(立川合同庁舎内)に開設します〔土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日・2月28日の日曜日は開設〕

●確定申告期に多いお問い合わせ事項や申告書の作成について 国税庁のホームページHP <http://www.nta.go.jp>をご覧ください。

●記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付け 2月16日(火)～3月15日(火)の申告期間中(土曜・日曜日を除く)は、記入済みの確定申告書を市役所でも仮受け付けします。

●e-Tax(国税電子申告・納税システム)のご利用を くわしくは、同ホームページでご確認ください。

問立川税務署 ☎(523)1181

平成28年度

寄附金税額控除の改正

「ふるさと納税」制度における特例控除額の限度額が、調整控除後の住民税所得割額の2割(改正前1割)に平成28年度から引き上げられます〔平成27年1月1日以後の寄附金から適用〕。また、平成27年4月1日以降に行った「ふるさと納税」については、特例の申請をすることで、確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることができますが、市・都民税の申告や確定申告を行うと、特例の適用対象外となります。

くわしい内容は、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

問課税課市民税係・内線1206